

会第1号

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年3月24日

提出者 滋賀県議会議会運営委員会
委員長 谷 康 彦

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例（昭和31年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「および監査委員」を「、監査委員および収用委員会」に改め、同
項第2号中「土木交通部の所管に属する事項
収用委員会の所管に属する事項」を「土木交通部の所管に属する事項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。